

個別労働紛争解決研修のご案内

平成30年度

応用研修

個別労働紛争解決のための
実践スキルアップをめざして！



公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会(略称 全基連)
個別労働紛争解決研修運営委員会

問合せ先

公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会研修事業本部
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階
電話：03-3518-9103 (受付時間：平日9:30～17:30)
FAX：03-3518-9104 E-mail：kensyu@zenkiren.com

ホーム
ページ

<http://www.zenkiren.com/>

本研修の目的

近年、解雇、労働条件の引下げ、いじめ・嫌がらせ、雇止めなど、労働者個人と事業主との間のトラブル（個別労働紛争）が多発しています。従来、こうしたトラブルは、企業の慣行や風土、人間関係などといった曖昧な基準、場当たりの対応の中で処理されてきました。しかし、企業をとりまく環境や労働者の意識が変化の中で、従来型の対応では解決が困難となり、結果として外部の紛争処理機関にトラブルが持ち込まれる例が激増し、企業経営のみならず労働者にとっても莫大なロスを発生させており、労働者が安心して働ける職場環境を整備することは今や経営の最重要課題の一つとなっているといえます。

応用研修は、すでに個別労働紛争の解決に携わった経験のある方や同程度の知識を有する方を対象に、実務のスキルアップを図ることを目的としています。

最新の労働法改正や判例の動向について理解を深めるとともに、実践的な事例研究や模擬労働審判トレーニングを通じて、解雇・雇止め、労働条件の引き下げ、ハラスメント等、複雑化・多様化する紛争を防止し、また解決する能力の習得・向上をめざします。

研修内容

応用研修は、「最近の労働立法・判例の動向」、「事例的研修」、「個別労働紛争解決トレーニング」の3本柱の構成となっています。

① 最近の労働立法・判例の動向

- 明解な解説により、最新の労働法改正や判例の動向について理解を深めます。
- 講師は、著名な労働法学者が担当します。

② 事例的研修

- 最新の労働関係法令・判例や喫緊の労働課題を盛り込んだ紛争事例を用いて、具体的な労働紛争解決のあり方を学びます。
- グループ討議（1グループ最大6名）を通じて、複数の事例を検討することにより、実践的な対応力の習得を目指します。
- 講師は、事例的研修①は著名な労働法学者が、事例的研修②③は労働事件に関する実務経験豊富な弁護士が担当します。

③ 個別労働紛争解決トレーニング

- 労働事件に精通した弁護士が本講義用に作成した労働審判事件を素材に、法律問題の把握・争点の整理・証拠調べ・解決案（調停案）の検討など一連のプロセスを学びます。（素材は2~3年に1回改定されますが30年度は新たな素材が用意されます。）
- グループごとに「労働者側」、「使用者側」、中立の「労働審判委員会」役に分かれ、模擬労働審判（ロールプレイ）を行います。それぞれの立場・役割を通して、紛争解決のあり方、進め方を体験します。
- 講師は、労働問題に精通し、多くの労働事件を手掛けてきた弁護士が担当します。

受講者から高い評価

研修は受講生から高い評価が寄せられています。

最近の労働立法・判例の動向

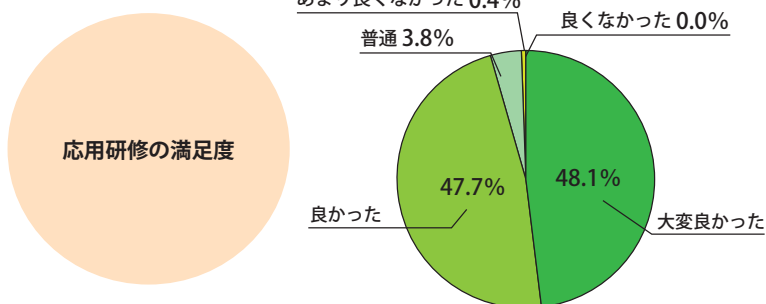
- 法の根本的な考え方、法理が良く理解できた。
- 日本の労働法の第一人者の方から労働立法、労働政策にまで及ぶ貴重な講義を聴くことができ有意義だった。
- スピード感があって内容の濃い講義であった。
- 頻繁に改正されている労働法とその判例の要旨がよく理解できた。
- 直近話題の働き方改革の関連法案の内容が詳しく聴けてよかった。

事例的研修

- 判例の傾向を知ることができた。
- 使用者側、労働者側、両方の考え方を教えていただき良かった。
- グループディスカッション中心の講義で様々な意見が出されて参考になった。
- 争点と条文についてグループ討議後にわかり易く説明いただいた。どの条文にあてはまるか勉強になった。
- 現実の紛争に対して法的に考えて問題を整理することができた。
- 争点は何か、それに対する双方の主張はどうか、確認することの大切さを改めて感じた。

個別労働紛争解決トレーニング

- 実践形式のトレーニングが非常に勉強になった。
- 解決に向けたノウハウの基礎を学ぶことができよかった。
- 労働審判の流れ、どのような質問をするのか、事実認定はどのようにするのか、とてもよく分かった。
- 事案に沿いながら具体的な訓練ができ、とても良い経験になった。
- 受講者の白熱した議論に刺激を受けた。



（平成29年度 応用研修受講者アンケートより抜粋）

受講資格

応用研修については以下の要件のどれかに該当する方が対象になります。

- ・ 個別労働紛争解決研修（基礎研修）修了者
- ・ 社会保険労務士
- ・ 弁護士
- ・ 都道府県労働委員会等の委員又は職員で個別労働紛争解決業務等に従事した方
- ・ 東京労働大学講座（専門講座）労働法コースの修了証書を授与された方
- ・ 東京労働大学講座（総合講座）①労働法部門を受講した方又は一括受講した方で、かつ②労働法の試験の課目を合格し修了証書を授与された方

カリキュラム等

標準カリキュラムは2日間ですが、事例的研修について深く掘り下げた検討を行う応用特別研修（3日間）もご用意しています。

本研修は、労使、学者、弁護士からなる「個別労働紛争解決研修運営委員会」が企画・運営しています。

個別労働紛争解決研修運営委員会メンバー

企画・運営


- | | | | |
|------|-----------------------|------|----------------------------|
| 委員長 | 山川 隆一（中央労働委員会会長） | 副委員長 | 輪島 忍（（一社）日本経済団体連合会労働法制本部長） |
| 副委員長 | 内田 厚（日本労働組合総連合会副事務局長） | 委員 | 水町勇一郎（東京大学社会科学研究所教授） |
| 委員 | 島田 陽一（早稲田大学法学学術院教授） | 委員 | 水地 啓子（日本弁護士連合会労働法制委員長） |

応用研修カリキュラム(2日間コース)

2日間で労働紛争を防止し、解決する能力の習得・向上をめざします。

	1	2	3	4	5
第1日	●受付 12:15~12:35 ●オリエンテーション 12:35~12:40		12:40~13:55 (13:45~15:00)	14:05~15:20 (15:15~16:30)	15:30~17:00 (16:45~18:15)
			最近の労働立法・判別の動向①	最近の労働立法・判別の動向②	事例的研修①
			最近の労働立法・労働判例の解説	最近の労働立法・労働判例の解説	事例の法的分析
第2日	9:30~11:00	11:10~12:40	13:30~16:30		
	事例的研修②	事例的研修③	個別労働紛争解決トレーニング		
	事例の法的分析	事例の法的分析	紛争事例を用いての 中立的解決プロセスの実践的研修		

※大阪Ⅰ、東京Ⅲ会場は基礎研修とのセット研修のため、第1日の研修時間は()内となります。

 **土日コース** | 通常は金土に開催しますが、平日に参加しにくい方を対象に土日で開催するコースも設けました(東京Ⅳ会場 平成31年1/12(土)~13(日))。

応用特別研修カリキュラム(3日間コース)

(東京会場 平成30年11/8(木)~10(土))

事例的研修の各事例について深く掘り下げた検討を行う3日間のコースです。

	9:30~11:00	11:15~12:45	13:45~15:15	15:30~17:00
第1日	●受付 13:15~13:40 ●オリエンテーション 13:40~13:45		最近の労働立法・判別の動向①	最近の労働立法・判別の動向②
第2日	事例的研修①	事例的研修②	事例的研修③	事例的研修④
第3日	事例的研修⑤	事例的研修⑥	個別労働紛争解決トレーニング	

平成30年度 応用 研修

研修日程・会場

平成30年9月から翌年2月まで、全国7都市で全12回(+[「応用特別研修」東京1回])開催します。

開催地	日程	研修会場
東京Ⅰ 【36名】	平成30年 9/28(金)～9/29(土)	【中野サンプラザ】 東京都中野区中野4-1-1 ☎03-3388-1174
札幌 【36名】	10/12(金)～10/13(土)	【北海道建設会館】 札幌市中央区北4条西3-1 ☎011-261-6218
東京Ⅱ 【36名】	10/19(金)～10/20(土)	【連合会館】 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 ☎03-3253-1771
大阪Ⅰ 【36名】	11/16(金)～11/17(土) (セット研修11/14(水)～11/17(土))*	【TKP新大阪ビジネスセンター】 大阪市淀川区西中島5-13-9 新大阪MTビル1号館 ☎06-6307-2710
東京Ⅲ 【36名】	11/30(金)～12/1(土) (セット研修11/28(水)～12/1(土))*	【中野サンプラザ】 東京都中野区中野4-1-1 ☎03-3388-1174
仙台 【36名】	12/7(金)～12/8(土)	【フォレスト仙台】 仙台市青葉区柏木1-2-45 ☎022-271-9340
東京Ⅳ 【36名】	平成31年 1/12(土)～1/13(日)	【中野サンプラザ】 東京都中野区中野4-1-1 ☎03-3388-1174
福岡 【36名】	1/18(金)～1/19(土)	【福岡県中小企業振興センター】 福岡市博多区吉塚本町9-15 ☎092-622-0011
岡山 【36名】	1/25(金)～1/26(土)	【第一セントラルビル1号館】 岡山市北区本町6-36 ☎086-231-7724
名古屋 【36名】	2/1(金)～2/2(土)	【ワークライフプラザれあろ】 名古屋市熱田区金山町1-14-18 ☎052-684-2311(ハートフルセンター)
大阪Ⅱ 【36名】	2/8(金)～2/9(土)	【TKPガーデンシティ大阪梅田】 大阪市福島区福島5-4-21 TKPゲートタワービル ☎06-4400-5263
東京Ⅴ 【36名】	2/15(金)～2/16(土)	【連合会館】 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 ☎03-3253-1771

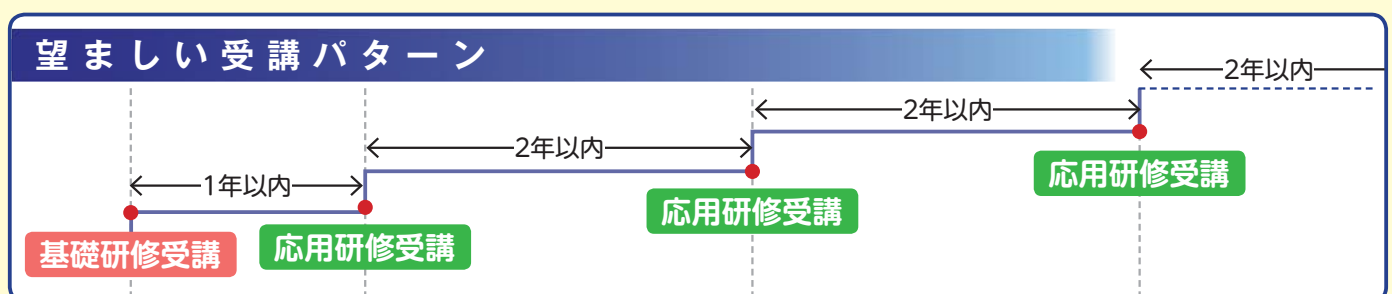
応用特別研修	場所	日程	研修会場
	応用特別・東京 【36名】	平成30年 11/8(木)～11/10(土)	【中野サンプラザ】 東京都中野区中野4-1-1 ☎03-3388-1174

*大阪Ⅰおよび東京Ⅲ会場では、基礎研修と応用研修を続けて受講することができます。詳しくは、基礎研修のリーフレットをご覧ください。【 】内は定員
各会場の担当講師等は、全基連ホームページ(<http://www.zenkiren.com>)をご覧ください。

継続的な受講のお勧め

労働紛争を解決していくためには、法令、判例、労働政策等の最新の動きについて常に把握、理解しておかなければなりません。このため、研修については一度受講して終わりということではなく、定期的に受講することが望まれます。具体的には、①基礎研修を受講した年又はその翌年に応用研修を受講、②応用研修を受講した後2年以内毎に再度応用研修を受講、というのが望ましい受講パターンです。

こうした継続的な受講を後押しするため30年度から新たに受講料割引制度を設けました(割引料金等については別紙「申込み方法」をご覧ください)。この割引制度を活用し労働紛争解決能力のステップアップ、ブラッシュアップを図りましょう。



FAX 03-3518-9104

平成30年度個別労働紛争解決研修<応用研修・応用特別研修>受講申込書

希望研修 (希望する研修の □にチェック して下さい)	<input type="checkbox"/> 応用研修 ()会場(月 日 ~ 月 日)	※「東京会場」「大阪会場」につきましては、受講時期もご記入願います。
	<input type="checkbox"/> 応用特別研修 東京会場(11月8日~10日)	
割引料金申込み	<input type="checkbox"/> 平成29年度又は平成30年度に基礎研修を修了(受講番号 _____) <input type="checkbox"/> 平成28年度~平成30年度に応用研修・応用特別研修を修了(受講番号 _____) ※過去に基礎研修、応用研修、応用特別研修を受講した方で割引料金で申し込む方は□にチェックし、受講番号をご記入ください。	

ふりがな		性別	男	年齢	
氏名	※	性別	女	年齢	歳

※修了証書に記載しますので、正確にご記入ください。

自宅	住所	〒 - 都道府県
	電話	- - 携帯電話 - -
勤務先	名称	(部署名)
	住所	〒 - 都道府県
	電話	- -

メールアドレス _____ @ _____

※ 応用研修などの開催案内についてメールでの配信を希望されますか？ 希望する 希望しない

【受講資格】 基礎研修修了者 →受講者番号(修了証書記載)：H _____
 (※必ずチェック) 社会保険労務士 弁護士
 都道府県労働委員会等の委員又は職員で個別労働紛争解決業務等に従事した方
 東京労働大学講座(専門講座)労働法コースの修了証書を授与された方
 (※修了証書の写しを添付すること)
 東京労働大学講座(総合講座) ①労働法部門を受講した方又は一括受講した方で、かつ
 ②労働法の試験の課目を合格し修了証書を授与された方
 (※修了証書の写し及び試験合格を示す成績表の写しを添付すること)

【テキスト送付先】 自宅 勤務先 (いずれかにチェック願います)

【請求書】 不要 要 →

請求書宛名		
請求書送付先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 →	〒 _____

【振込人名義】 本人 その他()

<通信欄>

- 当申込書送信後、研修1か月前までに右記口座へ受講料をお振込ください。なお、振込手数料はご負担願います。
- 入金確認後、研修1か月前に受講票・テキストを発送致します。
- 申込をキャンセルされる場合、下記まで必ずご連絡願います。

三菱UFJ銀行 神田支店 普通預金 0338084
 公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
 (シャ)ゼンコクロウドウキジュンカンケイダンタイレンゴウカイ

<問合先>(公社)全国労働基準関係団体連合会(全基連)研修事業本部 ☎03-3518-9103 E-mail: kensyu@zenkiren.com

※ご記入いただいた個人情報につきましては当連合会で厳重に管理し、本研修の目的以外には利用いたしません。

申込み方法

受講料 (税込、テキスト教材一式込)

応用研修

19,980円

応用特別研修

27,972円

受講料割引適用

対象

- ①平成29年度又は平成30年度に基礎研修を修了した方
又は
②平成28年度～平成30年度に応用研修を修了した方

応用研修

16,740円

応用特別研修

24,732円

受講資格 以下の要件のどれかに該当する方

- ・個別労働紛争解決研修(基礎研修)修了者
- ・社会保険労務士
- ・弁護士
- ・都道府県労働委員会等の委員又は職員で個別労働紛争解決業務等に従事した方
- ・東京労働大学講座(専門講座)労働法コースの修了証書を授与された方
- ・東京労働大学講座(総合講座)①労働法部門を受講した方又は一括受講した方で、かつ②労働法の試験の課目を合格し修了証書を授与された方

申込みから受講までの流れ

step 1 申込み

下記いずれかの方法でお申込みください。

インターネット
申込

当連合会ホームページ (<http://www.zenkiren.com>) の「応募フォーム」から、お申込み下さい。

FAX 申込

裏面の「受講申込書」にご記入の上、FAX 送信(03-3518-9104)して下さい。

※ご提出いただいた個人情報は当連合会で厳重に管理し、本研修の目的以外には利用しません。

step 2 受講料のお振込み

受講料は、研修開始日の1か月前までに下記口座にお振込みください。

三菱 UFJ 銀行 神田支店 普通預金 0338084

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

シャ)ゼンコクロウドウキジュンカンケイダンタイレンゴウカイ

※振込手数料はご負担ください。 ※領収書は振込控をもって代えさせていただきます。

step 3 教材のお届け

受講料のご入金後、研修初日の1か月前頃に受講票、会場案内、研修カリキュラムおよびテキスト教材一式をお送りします。

※止むを得ず申込をキャンセルされる場合、ご入金の有無にかかわらず、必ずご連絡ください。

■ 申込締切 …… 先着順に受け付け、各会場とも定員になり次第締め切らせていただきます。

※定員に余裕のある限り、研修約1週間前まで受け付けますが、十分な予習時間確保のため、1か月前までの申込をおすすめします。